

仕様書

(浸水被害軽減対策新幹線交差部影響検討)

〔1〕 一般仕様

第1章 総則

1.1 業務の目的

本業務委託は、東海道新幹線 京都・新大阪間 498k000m 付近 西天川高架橋（以下「当該構造物」という。）を横断する、高槻中排水分区における増補管の施工により、東海道新幹線の運行に支障がないかを確認するため、当該構造物に及ぼす影響を解析し検討を行うこと及び、施工時の計測管理計画を策定することを目的とする。

1.2 仕様書の適用範囲

業務は、本仕様書に従い履行しなければならない。ただし、本仕様書に記載のない事項については、「測量、調査及び設計業務等委託必携」（大阪府都市整備部発行）に従うものとする。

1.3 費用の負担

業務の検査等に伴う必要な費用は、本仕様書に明記のないものであっても、原則として受託者（以下「受注者」という。）の負担とする。

1.4 業務の指示及び監督

- （1）受注者は、業務の実施に当たり、委託契約書に基づき、発注者が別に定める調査職員（以下「調査職員」という。）と常に密接に連絡をとり、その指示及び監督を受けなければならない。
- （2）本業務における作業は、調査職員の指示が最優先するものとする。
- （3）本業務における作業について受注者は、監督官庁並びに関係機関との総合的調整を行うものとする。

1.5 法令等の遵守

- （1）受注者は、業務の実施に当たり、関連する法令等を遵守しなければならない。
- （2）受注者が当該業務に従事させる者（以下「従事者」という。）に対する諸法令等の運用及び適用は、受注者の負担と責任のもとで行わなければならない。

1.6 中立性の保持

受注者は、常にコンサルタントとしての中立性を保持するよう努めなければならない。

1.7 公益確保の責務

受注者は、業務を行うに当たっては公共の安全、環境の保全、その他の公

益を害することの無いように努めなければならない。

1.8 個人情報の保護

受注者は、個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」に基づかなければならない。

1.9 許可申請

受注者は、工事に必要な許可申請（占用許可等）に関する事務に必要な図面作成を遅滞なく行わなければならない。

1.10 提出書類

（１）受注者は、業務の着手及び完了に当たって、土木設計業務等委託契約書の契約約款に定めるものの外、下記の書類を提出しなければならない。

（着手時）

- （イ）着手届
- （ロ）管理技術者及び照査技術者届
- （ハ）管理技術者及び照査技術者の経歴書
- （ニ）管理技術者及び照査技術者の資格証等写
- （ホ）業務工程予定表
- （ヘ）下請負人（受注者）届出書
- （ト）契約時業務カルテ受領書（契約金額 100 万円以上）
（契約後 10 日以内）
- （チ）責任賠償保険（第三者損害保険）
- （リ）労災保険成立証明書
- （ヌ）業務委託内訳書
- （ル）業務計画書（契約後 30 日以内）
- （ヲ）各種承諾書（契約後 30 日以内）
- （ワ）その他必要と認め指示したもの

（完了時）

- （イ）完了届
- （ロ）引渡書
- （ハ）請求書
- （二）業務週報
- （ホ）成果品
- （ヘ）完了時業務カルテ受領書（契約金額 100 万円以上）
- （ト）その他必要と認め指示したもの

（２）承認された事項を変更しようとするときは、その都度承認を受けるものとする。

（３）受注者が提出する書類で様式が定められていないものは、受注者におい

て様式を定め、提出するものとする。ただし、調査職員がその様式を指示した場合は、これに従わなければならない。

(4) 成果品の具体的な内容については第5章成果品によるものとする。

1.11 管理技術者及び技術者

(1) 受注者は、管理技術者及び技術者をもって、秩序正しく業務を行わせるとともに、高度な技術を要する部門については、相当の経験を有する技術者を配置しなければならない。

(2) 管理技術者は、業務の全般にわたり技術的管理を行わなければならない。なお、現地調査に出席しなければならない。

(3) 受注者は、業務の進捗を図るため、契約に基づく必要な技術者を配置しなければならない。

(4) 受注者都合による管理技術者の履行期間途中での交代は、業務の適正な履行の確保を阻害する恐れがあることから、管理技術者の死亡、傷病または退職等、真にやむを得ない場合を除き原則認めないものとする。その場合であっても、交代前後における管理技術者の技術力が同等以上に確保されるものとする。

(5) 管理技術者は、設計協議においては、必要に応じて同席しなければならない。

(6) 受注者は関係法令に従い、適切な有資格者を配置しなければならない。

(7) 管理技術者と調査技術者の兼務は認めないものとする。

(8) 配置技術者の具体的な資格要件については〔2〕特記仕様によるものとする。

1.12 土地への立ち入り等

(1) 受注者は、第三者の土地への立ち入りに当たっては、あらかじめ測量等調査員証の交付を受け、これを常に携帯しなければならない。

(2) 測量等調査員証は受注者が作成し、調査職員へ提出するものとする。

(3) 受注者は、立ち入り作業が完了した際には、すみやかに測量等調査員証を調査職員へ返却しなければならない。

1.13 工程管理

(1) 受注者は、あらかじめ提出した業務工程表に従い、工程管理を適正に行わなければならない。

(2) 業務工程表と実績に差が出た場合は、必要な措置を講じて、業務の円滑な進行を図らなければならない。

(3) 受注者は、毎月末に調査の進捗状況を調査職員に報告しなければならない。

(4) 祝日及び閉庁日等に調査を行う必要がある場合は、あらかじめその内容

及び時間等について、調査職員の承諾を得なければならない。

1.14 成果品の審査及び納品

- (1) 受注者は、成果品完成後に発注者の審査を受けなければならない。
- (2) 成果品の審査において、訂正を指示された箇所は、ただちに訂正しなければならない。
- (3) 業務の審査に合格後、成果品一式を納品し、発注者の検査員の検査をもって、業務の完了とする。
- (4) 業務完了後において、明らかに受注者の責に伴う業務の瑕疵が発見された場合、受注者はただちに当該業務の修正を行わなければならない。

1.15 関係官公署及び関係機関等との協議

- (1) 受注者は、業務の実施に当たり必要な道路使用、交通の制限等の届出又は許可申請を行い、その許可等を受けなければならない。
- (2) 受注者は、関係官公署及び関係機関等と協議を必要とするとき又は協議を受けたときは、誠意をもってこれに当たり、この内容を調査職員へ遅滞なく報告しなければならない。

1.16 地域住民との協調

- (1) 受注者は、業務を実施するに当たり、地域住民等に業務内容を説明し、理解と協力を得なければならない。
- (2) 受注者は、地域住民等からの要望又は地域住民等と交渉があった場合は、遅滞なく調査職員へ申し出て、その指示を受け、誠意をもって対応し、その結果をすみやかに報告しなければならない。
- (3) 受注者は、いかなる理由があっても、地域住民等から報酬又は手数料等を受け取ってはならない。
- (4) 下請負人についても、前記の行為の内容について、十分監督指導しなければならない。

1.17 証明書の交付

必要な証明書及び申請書の交付は、受注者の申請による。

1.18 内部通報に関する事項

- (1) 受注者又は従事者は当該業務の履行に際し、本市の事務事業に関して、法令等に違反し、又は違反する恐れのある事実、若しくは不当な事実を知った場合は、「高槻市職員等からの内部通報に関する規則」第4条に基づき、その事実を本市に通報することができる。
- (2) 受注者は、前項について、契約後すみやかに、従事者に周知するものとする。

1.19 疑義の解釈

本仕様書に定める事項について、疑義を生じた場合又は本仕様書に定め

ない事項については、発注者、受注者協議の上、これを定める。

第2章 設計一般

2.1 打合せ

- (1) 業務の実施に当たって、受注者は調査職員と密接な連絡を取り、その連絡事項をその都度記録し、打合せの際、相互に確認しなければならない。
- (2) 設計業務着手時及び設計業務の主要な区切りにおいて、受注者と調査職員は打合せを行うものとし、その結果を記録し、相互に確認しなければならない。

2.2 資料の収集

業務上必要な資料については、関係官公署及び関係機関等において十分調査しなければならない。

2.3 現地踏査

〔2〕特記仕様に示された新幹線構造物について踏査し、現地を十分に把握しなければならない。また、計測管理計画の立案に際して、交通規制、支障物件、その他の施工条件等の調査を行わなければならない。

2.4 設計上の疑義

設計上疑義の生じた場合は、調査職員との協議の上、これらの解決にあたらなければならない。

2.5 設計の資料

設計の計算根拠、資料等はすべて明確にし、整理して提出しなければならない。

2.6 参考資料の貸与等

調査職員は、業務に必要な測量、土質調査資料等の資料を所定の手続によって貸与する。

2.7 参考文献等の明記

業務に文献、その他の資料を引用した場合は、その文献、資料名を明記しなければならない。

2.8 報告書

報告書は、当該設計の細部まで漏れなくとりまとめるものとする。また、別途報告書の概要書を作成するものとし、その内容は業務の目的、概要、位置、設計項目、設計条件、施工方法、工程表等を集成するものとする。

第3章 照査

3.1 照査の目的

受注者は業務を履行する上で技術資料等の諸情報を活用し、十分な比較検

討を行うことにより、業務の高い質を確保することに努めるとともに、さらに照査を実施し、設計図書に誤りがないよう努めなければならない。

3.2 照査の体制

受注者は遺漏なき照査を実施するため、〔2〕特記仕様に基づく照査技術者を配置しなければならない。

3.3 照査事項

受注者は設計全般にわたり、以下に示す事項について照査を実施しなければならない。

- (1) 基本条件について
- (2) 計算書（FEM解析、構造計算書、等をいう。）について
- (3) 計測管理計画の妥当性について

第4章 安全管理

4.1 一般事項

- (1) 受注者は、公衆災害、労働災害及び物件損傷等の未然防止に努め、労働安全衛生法等の定めるところに従い、その防止に必要な措置を十分講じなければならない。
- (2) 調査中は、気象情報に十分注意を払い、豪雨出水及び地震等が発生した場合は、ただちに対処できるような対策を講じなければならない。
- (3) 局地的な大雨については、別紙「局地的な大雨に対する安全対策等について」に従い安全対策を講じること。
- (4) 事故防止を図るため、安全管理については業務計画書に明示し、受注者の責任において実施しなければならない。

4.2 安全教育

- (1) 受注者は、従事者に対して、定期的に当該調査に関する安全教育を行い、従事者の安全意識の向上を図らなければならない。

4.3 労働災害防止

- (1) 現場の調査環境は常に良好な状態に保ち、機械器具その他の設備は常時点検して、従事者の安全を図らなければならない。
- (2) 資格を必要とする諸機械を取り扱う場合は、必ず有資格者を充て、かつ、誘導員を配置しなければならない。

4.4 公衆災害防止

- (1) 調査中は、常時調査現場周辺の居住者通行人の安全、並びに交通及び流水等の円滑な処理に努め、現場の保安対策を十分講じなければならない。
- (2) 夜間に作業する場合は十分な照明及び保安灯を設置し、通行人及び車両交通等の安全の確保に努めなければならない。

- (3) 調査区域内には、必要に応じて交通整理員を配置し、車両及び歩行者の通行の誘導及び整理を行わなければならない。
- (4) 調査に伴う交通処理及び保安対策は、関係官公庁の指示に従い、適切に行わなければならない。
- (5) 前項の対策に関する具体的事項については、関係機関と十分協議して定め、協議結果を調査職員に提出しなければならない。

4.5 その他

- (1) 新幹線線路内に立ち入って調査する場合は、東海旅客鉄道株式会社鳥飼保線所と協議を行い、その指示に従わなければならない。また、新幹線線路内に立ち入る際に必要となる「工事従事員資格者証」の発行が必要な場合、受注者が申請を行わなければならない。
- (2) 新幹線線路内では列車見張員（時限）を配置し、保守用車等の接近時には適切に待避できる体制をとらなければならない。
- (3) 受注者は、調査にあたって、下水道施設及びガスパ等の付近では、絶対に裸火を使用してはならない。
- (4) 万一、事故が発生した場合は、緊急連絡体制に従いただちに調査職員及び関係官公庁に報告するとともに、速やかに必要な措置を講じなければならない。
- (5) 前項の通報後、受注者は事故の原因、経過及び被害内容を調査の上、その結果を書面によりただちに調査職員に届けなければならない。

第5章 成果品

5.1 成果品

受注者は業務が完了したときには、以下の成果品を提出すること。

検討報告書 2部

記載内容

- ・地盤を対象とした FEM 解析結果
- ・高架橋耐力検討結果
- ・計測管理計画
- ・協議資料（東海旅客鉄道株式会社）
- ・照査報告書
- ・打合せ議事録
- ・その他参考資料等

〔２〕特記仕様

１．業務の対象

（１）名称

令和６年度浸水被害軽減対策新幹線交差部影響検討業務委託

（２）委託場所

高槻市 日向町 地内 （別紙位置図のとおり）

（３）内容

① 影響検討業務

- ・現地調査
- ・地盤を対象としたＦＥＭ解析
- ・新幹線高架橋耐力検討

② 計画書作成業務

- ・計測管理計画書作成

③ 鉄道管理者協議・協議資料業務

- ・ＪＲ東海との協議資料の作成
- ・協議回数２回

④ 設計協議

- ・第１回、中間（２回）、最終の計４回

２．配置技術者

管理技術者及び照査技術者は下記のいずれかの資格要件を満たすこと。

- ① 技術士（総合技術監理部門（下水道）、上下水道部門（下水道））
- ② シビルコンサルティングマネージャー（ＲＣＣＭ 下水道部門）
- ③ 国土交通省認定技術管理者（下水道部門）